

平成28年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

I 子供の貧困の状況

指標	大綱掲載時	直近値	全世帯の数値(直近値)	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	①全体	90.8%	93.3%	98.9%
	全日制	67.6%	67.9%	91.5%
	定時制	11.5%	10.9%	1.9%
	通信制	5.1%	5.7%	2.1%
	中等教育学校後期課程	0.1%	0.1%	0.5%
	特別支援学校高等部	4.9%	7.2%	1.9%
	高等専門学校	0.7%	0.5%	0.9%
	専修学校高等課程	0.9%	1.1%	0.2%

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成28年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)を基に算出

②生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3%	4.5%	1.4%
------------------------	------	-------------	------

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成28年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)
 ※全世帯:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」(平成27年度)

生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	③全体	32.9%	33.1%	73.2%
	大学等	19.2%	19.0%	52.1%
	専修学校等	13.7%	14.1%	21.2%

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成28年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)を基に算出

生活保護世帯に属する子供の就職率	④中学卒業後の進路(就職率)	2.5%	1.6%	0.3%
	⑤高等学校等卒業後の進路(就職率)	46.1%	44.3%	18.4%

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成28年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)を基に算出

児童養護施設の子供の進学率及び就職率	⑥中学卒業後の進学率	96.6% (高等学校等94.8%、 専修学校等1.8%)	97.5% (高等学校等96.0%、 専修学校等1.5%)	98.9% (高等学校等97.8%、 専修学校等1.1%)
	⑦中学卒業後の就職率	2.1%	1.5%	0.3%
	⑧高等学校卒業後の進学率	22.6% (大学等12.3%、 専修学校等10.3%)	24.0% (大学等12.4%、 専修学校等11.6%)	73.2% (大学等52.1%、 専修学校等21.2%)
	⑨高等学校卒業後の就職率	69.8%	70.4%	18.4%

※直近値:厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成28年5月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成26年5月1日)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)を基に算出。(生活保護世帯と比較する際の全世帯の数値の再掲。)

⑩ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	72.3%	同左	56.3%
-------------------------	-------	----	-------

※直近値及び大綱掲載時:平成23年度全国母子世帯等調査
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成26年度)、厚生労働省「平成26年度保育所関連状況取りまとめ」、総務省「人口推計年報」(平成26年10月)を基に算出。

指標	大綱掲載時	直近値	全世帯の数値(直近値)	
ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	⑪中学卒業後の進路(進学率)	93.9% (高等学校92.8%、 高等専門学校1.1%)	同左	98.9% (高等学校等97.8%、 専修学校等1.1%)
	⑫中学卒業後の進路(就職率)	0.8%	同左	0.3%
	⑬高等学校卒業後の進路(進学率)	41.6% (大学等23.9%、 専修学校等17.8%)	同左	73.2% (大学等52.1%、 専修学校等21.2%)
	⑭高等学校卒業後の進路(就職率)	33.0%	同左	18.4%

※直近値及び大綱掲載時:平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)を基に算出。(生活保護世帯と比較する際の全世帯の数値の再掲。)

スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率	⑮スクールソーシャルワーカーの配置人数	1008人	1399人	
	⑯スクールカウンセラーを配置する小学校の割合	37.6%	58.5%	
	⑰スクールカウンセラーを配置する中学校の割合	82.4%	88.4%	

※直近値:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(平成27年度実績)/大綱掲載時:同調べ(平成24年度実績(スクールソーシャルワーカーについては平成25年度実績))

就学援助制度に関する周知状況	⑱毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	61.9%	70.5%	
	⑲入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	61.0%	69.6%	

※直近値:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(平成27年度)/大綱掲載時:同調べ(平成25年度)

日本学生支援機構の奨学金のうち貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)	⑳無利子予約採用段階	40.0%	68.4%	
	㉑無利子在学採用段階	100.0%	97.5%	
	㉒有利子予約採用段階	100.0%	100.0%	
	㉓有利子在学採用段階	100.0%	100.0%	

※直近値:独立行政法人日本学生支援機構調べ(平成27年度実績)/大綱掲載時(同調べ(平成25年度実績))

ひとり親家庭の親の就業率	㉔母子家庭の就業率	80.6% (正規の職員・従業員: 39.4%、パート・アルバイト等: 47.4%)	同左	66.0%
	㉕父子家庭の就業率	91.3% (正規の職員・従業員: 67.2%、パート・アルバイト等: 8.0%)	同左	82.5%

※直近値及び大綱掲載時:平成23年度全国母子世帯等調査
 ※全世帯:総務省「労働力調査」(平成28年)

㉖子供の貧困率	16.3%	13.9%	15.6%
---------	-------	--------------	-------

※直近値及び全世帯:平成28年国民生活基礎調査/大綱掲載時:平成25年国民生活基礎調査

㉗子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	50.8%	15.6%
------------------------	-------	--------------	-------

※直近値及び全世帯:平成28年国民生活基礎調査/大綱掲載時:平成25年国民生活基礎調査

子供の貧困対策の実施状況

1. 教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(学校教育による学力保障)				
家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。	各都道府県の申請を踏まえ、家庭環境などによる教育格差の解消に向けた教職員定数の加配措置を実施した。 (平成27年度予算:100人)	引き続き教職員定数の加配措置を実施した。 (平成28年度予算:150人)	義務教育費国庫負担金: 1,527,058百万円の内数	-
その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。	支援の内容や方法等により対象となる地域は様々であるが、学力や家庭の経済力等に課題がある地域に対し、地方公共団体の要望を踏まえながら、重点的な支援(文部科学省の職員の派遣による助言等)を行う対象を検討した。	国が直接支援を行う地方公共団体をモデル的に定め、当該地方公共団体の要望を踏まえながら、文部科学省の職員を派遣し、必要な助言等を行った。	-	-
また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。	子供の貧困問題に関する教職員の理解増進を図るため、各自治体における研修の平成27年度の実施状況を調査した。(平成29年3月公表) また、文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議や(独)教員研修センターが実施する研修において、国が行う子供の貧困対策について周知した。 さらに、平成28年度の免許状更新講習の認定申請等に係る通知において、子供の貧困問題に関する講習開設の検討を依頼した。	引き続き、各自治体における研修の平成28年度の実施状況を調査した(平成29年度中の公表に向けて集計作業中)。 また、引き続き子供の貧困対策についての周知活動として、左記取組を実施した。	-	-
(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)				
児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。	スクールソーシャルワーカー活用事業により、福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備した。 (平成27年度予算) ・スクールソーシャルワーカーの配置:2,247人 ・子供の貧困対策が求められる地域について、配置日数を増やす仕組みを新たに設けた。	引き続き、スクールソーシャルワーカーの配置拡充による教育相談体制の充実を図った。 (平成28年度予算) ・スクールソーシャルワーカーの配置:平成27年度1.4倍増の3,047人 ・子供の貧困対策が求められる地域について、配置日数を増やす仕組みを継続	スクールソーシャルワーカー活用事業:972百万円	-
また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。	スクールカウンセラー等活用事業により、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒に対してカウンセリング等を実施するスクールカウンセラー等を配置し、教育相談体制を整備した。また、子供の貧困対策が求められる学校等について、配置日数を増やす仕組みを新たに設けた。 スクールカウンセラーの配置:予算上24,000校	引き続き、スクールカウンセラー等の配置拡充による教育相談体制の充実を図った。また、子供の貧困対策が求められる学校等について、配置日数を増やす仕組みを継続した。 スクールカウンセラーの配置:予算上25,500校	スクールカウンセラー等活用事業:4,527百万円	-
さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。	保護者の子育てについての悩みや不安の軽減、地域からの孤立の解消のため、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応や訪問型家庭教育支援、保護者への学習機会の提供、親子参加行事の開催などの家庭教育を支援する活動を実施した。 (実施か所数:3,323か所、家庭教育支援チーム数:442チーム)	引き続き、左記取組を実施した。 (実施か所数:3,955か所、家庭教育支援チーム数:507チーム)	学校・家庭・地域の連携協力推進事業:5,246百万円の内数	-

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(地域による学習支援)				
放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。	地域の方々の参画を得て、地域住民との体験活動や学習などの機会を提供する放課後子供教室を実施した。 (実施か所数:14,392教室)	地域の方々の参画を得て、地域住民との体験活動や学習などの機会を提供する放課後子供教室を実施した。 (実施か所数:16,027教室)	学校・家庭・地域の連携協力推進事業:5,246百万円の内数	放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備:971百万円
	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする中学生等を対象に、地域住民等の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施した。また、全ての都道府県、政令市等において、ICTを積極的に活用した地域未来塾による学習支援を新たに展開した。 (実施か所数:地域未来塾 約1,800中学校区、学校支援地域本部4,146本部) また、学習支援に対する、学生ボランティアや地域住民等の積極的な参加を促すため、地方自治体や大学等の協力を依頼する通知を文部科学省と厚生労働省が連名で発出した。	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする中学生等を対象に、地域住民等の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を実施した。また、全ての都道府県、政令市等において、ICTを積極的に活用した地域未来塾による学習支援を展開するとともに、平成28年度から新たに対象を高校生へ拡大した。 (実施か所数:地域未来塾 約2,500中学校区、学校支援地域本部4,527本部)	学校・家庭・地域の連携協力推進事業:5,246百万円の内数 【地域未来塾】 269百万円	-
	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、地域と学校が連携・協働した取組を支援した。 (実施か所数:10,412校)	引き続き左記取組を実施した。 (実施か所数:11,895校)	地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業:1,221百万円	-
	フリースクールについては、教育再生実行会議第5次提言(26年7月)を受け、フリースクール等で学ぶ子供への支援について有識者会議で検討を行うとともに、平成27年度補正予算(6.4億円)により、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援のためのモデル事業を実施した。	平成29年2月、左記有識者会議において、教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援を推進することなど、不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実等について提言した報告が取りまとめられた。また、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づき平成29年3月に策定した基本指針において、教育委員会・学校と民間の団体の連携による不登校児童生徒への支援の推進を明記した。 平成27年度補正予算(6.4億円)を繰り越すことにより、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援のためのモデル事業を引き続き実施した。		-
	平成27年4月1日時点で2,389校の公立学校が保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールに指定されている。また、平成27年4月、文部科学大臣の諮問により中央教育審議会で審議が行われ、平成27年12月に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」(答申)を取りまとめた。 また、上記答申を踏まえ、平成28年1月に「次世代の学校・地域」創生プランを策定し、コミュニティ・スクールを推進・加速するための総合的な方策を示した。	平成28年4月1日時点で2,806校の公立学校がコミュニティ・スクールに指定されている。 平成29年3月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部が改正され、学校運営協議会は、学校運営に関する意見のみならず、学校運営への必要な支援についても協議する機関として位置づけられ、また、教育委員会は学校運営協議会の設置について努力義務を負うこととされた。	コミュニティ・スクール導入等促進事業:160百万円	-
(高等学校等における就学継続のための支援)				
高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。	前年度に引き続き、学習や学生生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援、中退防止等を目的とし、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や大学生など、多様な地域人材を高等学校等に配置した。 (平成27年度予算:1,000人) さらに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する等のため、「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」を実施した。	引き続き、退職教員や大学生など、多様な地域人材を高等学校等に配置した。 (平成28年度予算:1,150人) 引き続き、「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」を実施した。	補習等のための指導員等派遣事業(高等学校部分):474百万円 多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費:79百万円	-
また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。	地域若者サポートステーション及びハローワークと学校との連携の確保については、各都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県知事部局宛に通知を发出し、支援を必要とする者にできる限り支援の充実を図られるよう依頼した。 また、学校中退者等に必要となる情報を提供するため、都道府県労働局が作成する、就労支援策等を盛り込んだリーフレットについて、周知の協力を教育委員会等へ依頼した。	地域若者サポートステーション及びハローワークと学校との連携強化による中途退学者等への切れ目ない支援の実施について、各都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県知事部局に対して、文部科学省・厚生労働省の連名で局長通知を发出し、支援内容等についての詳細な情報提供や関係機関との定期的な会議の開催など、具体的な支援を依頼した。	-	-
高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。	高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合への支援については、各都道府県が実施する事業に対して必要な補助を実施した。	引き続き、左記取組を実施した。	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援): 265百万円 (高等学校等就学支援金制度等: 371,042百万円の内数)	-

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。	平成28年1月にシンポジウムを開催し、学校と地域社会・産業界等が連携した優れた事例について表彰を行った。 また、教員のキャリア教育の理解を深める参考資料として「子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」」(パンフレット)を全ての小・中・高等学校に配布し、教員向けの会議等でも周知を図った。	平成29年1月にシンポジウムを開催し、学校と地域社会・産業界等が連携した優れた事例について表彰を行った。 また、教員のキャリア教育の理解を深める参考資料として「語る 語らせる 語り合わせる で変える！キャリア教育」(パンフレット)を全ての小・中・高等学校に配布し、教員向けの会議等でも周知を図った。	各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実：30百万円 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業：12百万円	-
高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。	大学・研究機関・企業等と連携した最先端の研究指導や実践的な技術指導を行うなど、先進的な卓越した取組を行う専門高校を支援するスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)事業については、新たに10校を指定し、指定校は全国で20校となった。	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)事業については、新たに10校を指定し、指定校は全国で30校となった。	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール：164百万円	-

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。	平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)及び特定地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)の国が定める利用者負担額につき、生活保護世帯は無償とするともに、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の中で市町村民税非課税世帯の子供についても無償とすること等とした。その他、多子世帯の利用者負担額において、一定範囲で第2子を半額、第3子以降を無償とする軽減措置を設けた。	平成28年度予算においては、世帯収入が一定額以下の場合について、兄弟の年齢にかかわらず <1> ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)は、第1子が半額、第2子以降は無償、<2> <1>以外のひとり親でない世帯は、第2子は半額、第3子以降は無償とし、軽減措置の拡充を行った。	子どものための教育・保育給付費負担金：642,818百万円の内数	子どものための教育・保育給付費負担金：664,551百万円の内数
	平成27年度幼稚園就園奨励費補助金においては、市町村民税非課税世帯の負担軽減を図るため補助限度額を増額した。補助限度額は以下の通り。 (平成27年度補助単価)() [私立](4階層区分) 生活保護世帯・・・308,000円(保護者負担を無償) 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) (年収約270万円以下)・・・272,000円 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯 (年収約360万円以下)・・・115,200円 市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯 (年収約680万円以下)・・・62,200円 ()いずれも第1子の額	平成28年度幼稚園就園奨励費補助金においては、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯の負担軽減を図るため、第1子の年齢に関わらず第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化した。また、低所得のひとり親世帯等については、市町村民税非課税世帯は保育料を第1子以降すべて無償、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯は第1子は半額、第2子以降無償とする特例措置を創設した。補助限度額は以下の通り。 (平成28年度補助単価)() [私立](4階層区分) 生活保護世帯・・・308,000円(保護者負担を無償) 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) (年収約270万円以下)・・・272,000円 'ひとり親世帯等・・・308,000円(保護者負担を無償) 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯 (年収約360万円以下)・・・115,200円 'ひとり親世帯等・・・217,000円 市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯 (年収約680万円以下)・・・62,200円 ()いずれも第1子の額	幼稚園就園奨励費補助金等：32,272百万円	-
また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。	前年度に引き続き、中央教育審議会において、幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要かも含め、検討した。「幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル事業」において、自治体における幼児教育の推進体制の在り方や、幼稚園等における教職員の資質能力の向上を図るための研修の充実方策等に関する委託調査研究を実施した。	中央教育審議会の答申を受け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を示し、幼稚園教育から小学校教育への接続の一層の強化を図る等を内容とする、新しく改訂された幼稚園教育要領を平成29年3月31日に告示した。これとともに「幼児教育の質向上プラン」として「幼児教育の推進体制構築事業」と「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」を行い、自治体における幼児教育の推進体制の在り方や、幼稚園等における教職員の資質能力の向上を図るための研修の充実方策等に関する委託調査研究を実施した。	幼児教育の質向上推進プラン：222百万円	-

<p>さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。</p>	<p>障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修など、子供の貧困への気づきといった保育の質の向上のための研修の実施に必要な費用の一部を補助した。 また、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するため、子ども・子育て支援新制度(平成27年4月施行)では、消費税財源を活用して、地域の子育て家庭に向けた取組を実施するための費用を公定価格における主任保育士専任加算等に盛り込んだ。</p>	<p>引き続き、左記取組を実施した。</p>	<p>子ども・子育て支援体制整備総合推進事業: 2,430百万円の内数(厚生労働省予算) 子どものための教育・保育給付費負担金:642,818百万円の内数</p>	<p>子どものための教育・保育給付費負担金:664,551百万円の内数</p>
	<p>保護者の子育てについての悩みや不安の軽減、地域からの孤立の解消のため、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応や訪問型家庭教育支援、保護者への学習機会の提供、親子参加行事の開催などの家庭教育を支援する活動を実施した。(再掲) (実施か所数:3,323か所、家庭教育支援チーム数:442チーム)</p>	<p>引き続き、左記取組を実施した。(再掲) (実施か所数:3,955か所、家庭教育支援チーム数:507チーム)</p>	<p>子ども・子育て支援体制整備総合推進事業: 5,246百万円の内数</p>	<p>-</p>

(3) 就学支援の充実

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
------------	----------	----------	---------	-----------

(義務教育段階の就学支援の充実)				
<p>義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト(仮称)」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。</p>	<p>前年度に引き続き、就学援助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、実施状況等を調査した(平成29年3月公表)。その際、新たに就学援助単価について公表した。 また、「就学援助ポータルサイト」において、平成26年度に実施した調査の集計結果を公表するとともに、通知等により、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促した。</p>	<p>引き続き、就学援助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、実施状況等を調査した(平成29年度中に公表予定)。その際、新たに就学援助単価について整理・見直し、要保護児童生徒援助費補助金の新入学学用品費等の標準単価を約2倍に増額した。 また、入学する年度の開始前に支給した新入学学用品費等を国庫補助対象にできるように、要保護児童生徒援助費補助金の要綱を改正し、必要な援助が適切な時期に実施できるよう改善を行った。 さらに、「就学援助ポータルサイト」において、平成27年度に実施した調査の集計結果を公表するとともに、通知等により、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促した。</p>	<p>要保護児童生徒に対する就学援助:783百万円</p>	<p>-</p>
<p>さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。</p>	<p>「経済的支援」について 上欄の再掲 「研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進」 子供の貧困問題に関する教職員の理解増進を図るため、各自治体における研修の平成27年度の実施状況を調査した(平成29年3月公表)。 また、文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議や(独)教員研修センターが実施する研修において、国が行う子供の貧困対策について周知した。 「家庭における学習支援等の推進」 1(1)(地域による学習支援)の再掲 「支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実」 1(1)(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)の再掲</p>	<p>「経済的支援」について 上欄の再掲 「家庭における学習支援等の推進」 1(1)(地域による学習支援)の再掲 「研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進」 左記研修の平成28年度の実施状況を調査した(平成29年度中の公表に向けて集計作業中)。 また、文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議や(独)教員研修センターが実施する研修において、国が行う子供の貧困対策について周知した。 「支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実」 1(1)(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)の再掲</p>	<p>地域未来塾:269百万円 スクールソーシャルワーカー活用事業:972百万円</p>	<p>-</p>

(4)大学進学に対する教育機会の提供

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)				
高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。	(独)日本学生支援機構の大学等奨学金事業については、平成27年度予算において、貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の新規貸与人員を過去最大の8,600人増員(学年進行分も含めると19,000人増員)し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速した。	(独)日本学生支援機構の大学等奨学金事業については、平成28年度予算において、貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の新規貸与人員6,000人増員(学年進行分も含めると14,000人増員)、有利子奨学金の貸与人員84万4,000人(対前年度比3万3,000人減)とし、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速した。	大学等奨学金事業 無利子奨学金事業費:325,814百万円 一般会計87,977百万円 大学等奨学金事業 有利子奨学金事業費:768,551百万円	-
また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。	前年度に引き続き、新たな「所得連動返還型奨学金制度」については、平成26年度補正予算よりシステムの開発に着手し、導入に向けた制度設計を進めた。	引き続き、詳細な制度計画を進めるとともにシステムの開発・改修を行った。	システム開発・改修費:481百万円	システム開発費:2,802百万円
さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。	多様な財源を活用した宿舍整備については、各国立大学法人等を対象とした説明会で情報提供を行った。	引き続き、左記説明会で情報提供を行った。	-	-

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。	国立大学の授業料等の減免に係る予算として、対前年度1,345百万円増の30,738百万円を確保した。 (平成27年度予算) ・減免対象人数:5.7万人	国立大学の授業料等の減免に係る予算として、対前年度1,244百万円増の31,982百万円を確保した。 (平成28年度予算) ・減免対象人数:5.9万人	国立大学の授業料等の減免:31,982百万円	-
	私立大学の授業料等の減免に係る予算として、8,473百万円を確保した。 (平成27年度予算) ・減免対象人数:4.2万人	私立大学の授業料等の減免に係る予算として、8,603百万円を確保した。 (平成28年度予算) ・減免対象人数:4.8万人	私立大学の授業料等の減免:8,603百万円	-
	公立大学の授業料等の減免については、地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分が授業料免除に係る欠損分として考慮され、措置された。	引き続き、左記取組を実施した。	公立大学の授業料等の減免:地方財政措置	-
	国立高等専門学校の授業料等の減免に係る予算として、547百万円を確保した。 減免対象人数:0.2万人	国立高等専門学校の授業料等の減免に係る予算として、470百万円を確保した。 減免対象人数:0.2万人	国立高等専門学校の授業料等の減免:470百万円	-
また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。	専門学校生への経済的支援については、平成27年度予算から新たに「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を実施し、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果や効果的な修学支援の検証を行った。	引き続き、左記取組を実施した。	専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業:305百万円	-

(5)生活困窮者等への学習支援

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(生活困窮者等への学習支援)				
生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。	平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、任意事業として300自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象とした子どもの学習支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮者自立支援法に基づく任意事業として、423自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象とした子どもの学習支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業:3,300百万円	

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピアサポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。	児童養護施設等に入所する中学生に対して大学生や教員OB等による学習指導や、学習塾を利用した場合の月謝等の費用を児童入所施設措置費等に計上。また、ひとり親家庭の子供に対して、児童訪問援助員を派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う「児童訪問援助事業」や児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる学習支援ボランティアを児童の家庭に派遣する「学習支援ボランティア事業」を実施した。さらに、学習支援に対する、学生ボランティアや地域住民等の積極的な参加を促すため、地方自治体や大学等の協力を依頼する通知を文部科学省と厚生労働省が連名で発出した。加えて、28年度の「子どもの生活・学習支援事業」実施に向け、学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入や、既存建物の改修等の費用を補助する「子どもの生活・学習支援事業の実施準備事業」を実施した。	児童養護施設等に入所する中学生に対して大学生や教員OB等による学習指導や、学習塾を利用した場合の月謝等の費用を児童入所施設措置費等に計上。また、27年度以前に実施していた「児童訪問援助事業」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施した。	児童入所施設措置費等：114,003百万円の内数 子どもの生活・学習支援事業：11,220百万円の内数	児童入所施設措置費等：850百万円の内数
そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る(再掲)。	1(1)(学校教育による学力保障)及び(地域による学習支援)の再掲	1(1)(地域による学習支援)の再掲	1(1)(地域による学習支援)の再掲	-
また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。	1(1)(高等学校等における就学継続のための支援)及び(学校を窓口とした福祉関連機関等の連携)、1(4)の再掲	1(1)(高等学校等における就学継続のための支援)及び(学校を窓口とした福祉関連機関等の連携)の再掲、1(4)の再掲	1(1)(高等学校等における就学継続のための支援)及び(学校を窓口とした福祉関連機関等の連携)の再掲、1(4)の再掲	

(6)その他の教育支援

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(学生のネットワークの構築)				
悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピアサポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。	前年度に引き続き、大学の学生担当の教職員が集まる会議等の場で、周知を行い、各大学等の取組を促進した。	引き続き、左記取組を促進した。	-	-
(夜間中学校の設置促進)				
義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。	平成27年度より、中学校夜間学級を未設置の道県を対象として、中学校夜間学級の設置にあたっての課題やその解消策等に関する委託研究事業を開始した(7道県)。	平成27年度補正予算(0.2億円)を活用し、未設置の道県において夜間中学を早急に整備するため、既設置の夜間中学における取組を集約するとともに、夜間中学未設置の道県を対象として、夜間中学の設置に向けてのニーズ調査や、設置にあたっての課題とその解消策の整理等、夜間中学整備に関する委託研究事業を実施した(13県)。	義務教育未修了者等の就学機会確保推進事業：1百万円	-

(子供の食事・栄養状態の確保)				
生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。	教育扶助は、生活保護法第13条に基づき、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品・義務教育に伴って必要な通学用品・学校給食その他義務教育に伴って必要なものを支給するものであり、平成27年度、月平均で95,841世帯(確定値)に支給した。	教育扶助は、平成28年度、月平均で90,048世帯(概数)に支給した。(平成29年2月現在)	生活保護費負担金： 2,871,112百万円の内数	
学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。	就学援助制度による学校給食費の補助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、学校給食の普及・充実に資するため、学校給食施設整備を実施する地方公共団体に対し、必要な経費の一部を補助した。 また、児童生徒が食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に着けることができるよう学校における食育を実施した。	引き続き、左記取組を実施した。	学校給食費の援助への補助： 1百万円 学校給食施設の整備に対する交付金：28,188百万円の内数	学校給食施設の整備に対する交付金：140,718百万円の内数

(多様な体験活動の機会の提供)				
独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。	ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供を対象に、「生活・自立支援キャンプ」を93事業実施し、2,194名が参加した。 規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、料理体験やつどい等の集団宿泊体験を通して基本的な生活習慣の確立と定着を図った。 さらに、できるだけ多くの子供たちが本事業に参加できるよう、新たな連携先を増やし、各地域において、本取組が広がるよう「子どもゆめ基金」と連携して周知した。 また、児童養護施設・母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬を支給しており、今年度は12名が実施した。	ひとり親家庭や児童養護施設など、経済的に困難な状況にある子供を対象に「生活・自立支援キャンプ」を93事業実施し、2,106名が参加した。 規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、つどいや清掃活動など、集団宿泊体験を通して、基本的な生活習慣の確立と定着を図った。 さらに、できるだけ多くの子供たちが本事業に参加できるよう、引き続き各地域において本取組が広がるよう「子どもゆめ基金」と連携して周知した。 また、児童養護施設・母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬を支給しており、11施設20名を支援した。	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金： 9,029百万円の内数	
また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。	子どもゆめ基金助成活動には165件の申請があり、このうち貧困対策に適合した申請を95件採択した。 民間団体が、経済的に困難な状況にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を助成の対象とする負担軽減措置の認知を広げるため、「子どもゆめ基金ガイド」「募集案内」等広報冊子に取組を掲載し、経済的に困難な状況にある子供をより多く支援できるよう広報活動を展開した。 広報冊子は次の団体へ配布 ・全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国母子生活支援施設協議会などの貧困対策の関係団体 ・全国子ども会連合会、日本キャンプ協会等の青少年教育の関係団体 ・地方自治体 ・青少年教育施設・図書館等の関係施設 募集説明会にて負担軽減措置をより具体的に説明 ・民間団体向けの説明会 ・地方自治体向けの説明会	困難な状況にある子供の体験活動や読書活動への助成申請が236件あった。このうち貧困対策に適合した申請を132件採択した。 平成27年度に引き続き、「子どもゆめ基金ガイド」「募集案内」等広報冊子に取組を掲載し、経済的に困難な状況にある子供をより多く支援できるよう広報活動を行った。 広報冊子は次の団体へ配布 ・全国社会福祉協議会、全国の母子寡婦連合会など貧困対策の関係団体 ・全国子ども会連合会、日本キャンプ協会等の青少年教育の関係団体 ・地方自治体 ・青少年教育施設・図書館等の関係施設 募集説明会にて負担軽減措置をより具体的に説明 ・民間団体向けの説明会 ・地方自治体向けの説明会	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金： 9,029百万円の内数	

2. 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(保護者の自立支援)				
複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。	平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、必須事業として福祉事務所設置自治体(901自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として205の自治体において家計相談支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(902自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として304の自治体において家計相談支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮者自立相談支援事業：13,622百万円 生活困窮者家計相談支援事業：1,928百万円	
子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。	平成26年度に就業支援専門員を配置した自治体の取組状況を調査し、全国の自治体に周知したところであり、平成27年度においても個々のひとり親家庭のニーズに応じた支援を提供できるよう、就業支援専門員の配置の促進を図り、配置した自治体数は19自治体、設置箇所数は36箇所であった。 また、ひとり親の相談窓口の認知度を高めるため、窓口の愛称・ロゴマークを設定し、自治体に周知した。個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示す「ひとり親家庭支援ナビ」を作成した。 ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成した。	ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備を引き続き推進した。 また、児童扶養手当の現況届の提出時期(毎年8月)等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する取組を新たに実施した。	母子家庭等対策総合支援事業費：11,220百万円の内数	
また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を260自治体で実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業費：11,220百万円の内数	
併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。	児童のしつけ・育児、養育費の取得手続や健康づくり等に関する講習会を開催し、必要に応じて、個別相談を実施する「生活支援講習会等事業」や育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行う「ひとり親家庭等相談支援事業」を実施した。	平成27年度に実施した「ひとり親家庭等相談支援事業」及び「ひとり親家庭情報交換事業」を「ひとり親家庭等生活支援事業」に再編し、家計管理に関する専門家による講習会、高等学校卒業認定試験合格のための学習支援を新たに実施した。	母子家庭等対策総合支援事業費：11,220百万円の内数	

(保育等の確保)				
就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。	平成25年度から平成29年度末にかけて約50万人分の保育の受け皿を拡大することとしており、平成27年度においても、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の整備に係る費用を補助するなど、自治体の取組を支援した。	引き続き、左記取組を実施し、平成25～27年度の3か年で合計約31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成した。 その上で、平成28年4月から開始した企業主導型保育事業により、平成29年度末までに5万人分の保育の受け皿拡大を進めることとしており、更なる保育の受け皿整備を進めている。	子どものための教育・保育給付負担金：618,091百万円の内数 子どものための教育・保育給付費補助金：7,200百万円の内数 企業主導型保育事業：79,653百万円 保育所等整備交付金：53,421百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金：38,962百万円の内数	子どものための教育・保育給付負担金：638,798百万円の内数 子どものための教育・保育給付費補助金：7,200百万円の内数 保育所等整備交付金：42,691百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金：11,710百万円の内数
	平成27年度の放課後児童クラブ関係予算においては「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策として、幼稚園・認定こども園等の活用の促進(設備費等加算)、賃借料補助、送迎経費補助、学校敷地内等に整備する場合の補助基準引上げによる補助などを行った。また、放課後子供教室についても、一体型を推進するために必要な経費を計上するなど、自治体の取組の支援を行った。	平成28年度の放課後児童クラブ関係予算では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向け、施設整備費の補助率かさ上げや放課後児童クラブを設置する際の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助額の引き上げを行った。また、待機児童の解消を図るため放課後児童クラブの土地借料や移転にかかる経費への補助など放課後児童クラブの量的拡充を図った。 放課後子供教室について、一体型を推進するために必要な経費を計上するなど、自治体の取組の支援を行った。	子ども・子育て支援交付金：8,176百万円の内数 子ども・子育て支援整備交付金：15,378百万円の内数	放課後児童クラブにおけるICT化の推進：60百万円の内数
	【参考】 「放課後児童クラブ」(平成27年5月現在) ・実施か所数：22,608か所 ・登録児童数：1,024,635人 「放課後子供教室」(平成27年8月現在) ・実施か所数：14,392教室	【参考】 「放課後児童クラブ」(平成28年5月現在) ・実施か所数：23,619か所 ・登録児童数：1,093,085人 「放課後子供教室」(平成28年10月現在) ・実施か所数：16,027教室	学校・家庭・地域の連携協力推進事業：5,246百万円の内数	放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備：971百万円

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。	新たに延長保育事業を行うとともに、子育て援助活動支援事業については引き続き、ひとり親家庭への特別の配慮を行った。	引き続き延長保育事業を行うとともに、子育て援助活動支援事業については引き続き、左記の配慮を行った。	子ども・子育て支援交付金：98,176百万円の内数	
また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。	指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉などについて履修させることとした。	引き続き、左記取組を実施した。		

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
------------	----------	----------	---------	-----------

(保護者の健康確保)				
家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。	ひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる相談員を配置して必要な助言・指導を行うとともに、各種の支援策等の情報の提供等を実施する「ひとり親家庭等相談支援事業」や、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明け、相談しあう場を設ける「ひとり親家庭情報交換事業」を実施した。	平成27年度に実施した「ひとり親家庭等相談支援事業」及び「ひとり親家庭情報交換事業」を「ひとり親家庭等生活支援事業」に再編し、家計管理に関する専門家による講習会、高等学校卒業認定試験合格のための学習支援を新たに実施した。(再掲)	母子家庭等対策総合支援事業費：11,220百万円の内数	
また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。	「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」(平成26年9月～12月開催)のとりまとめに基づき、新たに通知()を発出し、生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。 「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」(平成27年3月31日社援保発0331第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知	引き続き、生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。 あわせて、平成28年7月～平成29年4月にかけて「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催し、福祉事務所における検診等データを活用した健康管理の具体的な方策について検討を行った。	生活保護適正化等事業：10,822百万円の内数	
全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う、乳児家庭全戸訪問事業に対して財政支援を行った。	引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の推進を図った。	子ども・子育て支援交付金：98,176百万円の内数	
また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言により養育能力を向上させるため支援を行う、養育支援訪問事業に対して財政支援を行った。	引き続き、養育支援訪問事業の推進を図った。	子ども・子育て支援交付金：98,176百万円の内数	

(母子生活支援施設等の活用)				
専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。	地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを生かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行う「母子家庭等地域生活支援事業」を実施した。	27年度に実施した「母子家庭等地域生活支援事業」を再編し、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談や、養育費に関する専門知識を有する相談員を自治体に配置し、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行う「養育費等支援事業」を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業費：11,220百万円の内数	

(2) 子供の生活支援

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
------------	----------	----------	---------	-----------

(児童養護施設等の退所児童等の支援)				
自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。	施設退所児童等の生活や就業に関する相談や、施設退所児童同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する「退所児童等アフターケア事業」を29自治体で実施した。 また、新たに自立援助ホームの充実を図る「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」を2自治体で実施した。 さらに平成27年度補正予算において、里親等への委託が解除された者や児童養護施設等を退所した者等の円滑な自立を支援するための「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を創設した。	引き続き、「退所児童等アフターケア事業」を29自治体、「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」を4自治体で実施した。 また、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」が全都道府県で開始された。	児童虐待・DV対策等総合支援事業：7,300百万円の内数	
また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。	施設退所児童等が就職やアパート等を賃借する際に施設長等の身元保証人を確保し、児童の社会的自立の支援を目的とする「身元保証人確保対策事業」を70自治体で実施するとともに、平成27年度の全国児童福祉主管課長会議において積極的な活用を要請した。	引き続き、左記事業を69自治体で実施するとともに、平成28年度の全国児童福祉主管課長会議において積極的な活用を要請した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業：7,300百万円の内数	

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(食育の推進に関する支援)				
乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。	平成27年度から平成36年度までの母子保健の国民運動計画として、「健やか親子21(第2次)」を開始しており、その趣旨や内容を踏まえた取組を推進した。	引き続き、左記取組を推進した。		
また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。	平成27年10・11月に全国の児童福祉施設の給食関係者を対象としたブロック別研修会を開催し、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じた食育推進・栄養管理の改善に向けた取組の実施や、「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」を踏まえた対応を依頼した。	平成28年10・11月に全国の児童福祉施設の給食関係者を対象としたブロック別研修会を開催し、平成27年度乳幼児栄養調査結果(平成28年8月公表)及び当該結果を踏まえた子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態等に関する今後の支援の方向性について周知を行った。		
なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。	保育所等において、食育の推進のために、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食育の計画を作成し、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図った。	引き続き、左記取組を実施するとともに、保育所等における「第3次食育推進基本計画」に基づく食育の推進のために、食育の計画の見直しや、多様な暮らしに対応した食育の推進、食の循環や環境を意識した食育の推進、食文化の継承に向けた食育の推進、地方公共団体や教育関係者等の多様な関係者の連携・協力の強化による取組の		
また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。	児童養護施設等の小規模化等による家庭的養護の促進や運営指針の活用等を通じ、子供が発達段階に応じて食習慣を身につけられるよう食育を推進した。	引き続き、左記取組を実施した。		
(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)				
生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。	平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、必須事業として福祉事務所設置自治体(901自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として300の自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援事業等が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(902自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として423の自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援事業等が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮者自立相談支援事業：13,622百万円 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業：3,300百万円	
なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。	上記学習支援事業については、地域の実情に応じ、食育等の取組も含めて実施された。	引き続き、左記取組を実施した。 平成28年度から全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた居場所づくりや支援員の配置を実施した。 【参考】(平成29年2月現在) ・支援員の配置 105人 ・子供の居場所の運営支援 122箇所	沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金：1,000百万円	

<p>就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する(再掲)。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する(再掲)。</p>	<p>平成25年度から平成29年度末にかけて約50万人分の保育の受け皿を拡大することとしており、平成27年度においても、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の整備に係る費用を補助するなど、自治体の取組を支援した。(再掲)</p> <p>平成27年度の放課後児童クラブ関係予算においては「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策として、幼稚園・認定こども園等の活用の促進(設備費等加算)、賃借料補助、送迎経費補助、学校敷地内等に整備する場合の補助基準額引上げによる補助などを行った。また、放課後子供教室についても、一体型を推進するために必要な経費を計上するなど、自治体の取組の支援を行った。(再掲)</p> <p>【参考】 「放課後児童クラブ」(平成27年5月現在) ・実施か所数:22,608か所 ・登録児童数:1,024,635人 「放課後子供教室」(平成27年8月現在) ・実施か所数:14,392教室</p>	<p>引き続き、左記取組を実施し、平成25～27年度の3か年で合計約31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成した。 その上で、平成28年4月から開始した企業主導型保育事業により、平成29年度末までに5万人分の保育の受け皿拡大を進めることとしており、更なる保育の受け皿整備を進めている。(再掲)</p> <p>平成28年度の放課後児童クラブ関係予算では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向け、施設整備費の補助率かさ上げや放課後児童クラブを設置する際の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助額の引き上げを行った。また、待機児童の解消を図るため放課後児童クラブの土地借料や移転にかかる経費への補助など放課後児童クラブの量的拡充を図った。 放課後子供教室について、一体型を推進するために必要な経費を計上するなど、自治体の取組の支援を行った。(再掲)</p> <p>【参考】 「放課後児童クラブ」(平成28年5月現在) ・実施か所数:23,619か所 ・登録児童数:1,093,085人 「放課後子供教室」(平成28年10月現在) ・実施か所数:16,027教室</p>	<p>子どものための教育・保育給付負担金:618,091百万円の内数 子どものための教育・保育給付費補助金:7,200百万円の内数 企業主導型保育事業: 79,653百万円</p> <p>保育所等整備交付金: 53,421百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金:38,962百万円の内数</p> <p>子ども・子育て支援交付金: 98,176百万円の内数 子ども・子育て支援整備交付金: 15,378百万円の内数</p> <p>学校・家庭・地域の連携協力推進事業:5,246百万円の内数</p>	<p>子どものための教育・保育給付負担金:638,798百万円の内数 子どものための教育・保育給付費補助金:7,200百万円の内数</p> <p>保育所等整備交付金: 42,691百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金: 11,710百万円の内数</p> <p>放課後児童クラブにおけるICT化の推進:60百万円の内数</p> <p>放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備:971百万円</p>
<p>ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する(再掲)。</p>	<p>新たに延長保育事業を行うとともに、子育て援助活動支援事業については引き続き、ひとり親家庭への特別の配慮を行った。(再掲)</p>	<p>引き続き延長保育事業を行うとともに、子育て援助活動支援事業については引き続き、左記の配慮を行った。(再掲)</p>	<p>子ども・子育て支援交付金: 98,176百万円の内数</p>	

(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(関係機関の連携)				
<p>困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。</p>	<p>生活困窮者自立支援法の効果的な実施に向けて、関係機関との連携方法等を示した連携通知が機能するよう、取組事例や取組のポイントを周知するなど、関係機関が連携した支援の取組を推進した。</p>	<p>引き続き、発出した連携通知が機能するよう、取組事例や取組のポイントを周知するなど、関係機関が連携した支援の取組を推進した。</p>	<p>生活困窮者等に対する自立支援策:40,000百万円の内数</p>	

(4) 子供の就労支援

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)				
母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。	平成27年度から、母子家庭等就業・自立支援センターの1つの支援メニューである在宅就業推進事業を拡充し、在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注等、在宅就業者へのサポートを行った。	一般市等が母子家庭等就業・自立支援センターと同様の事業を行う場合の支援メニューを、就業支援関係事業、養育費等支援関係事業、広報啓発等事業に拡充するとともに、一般市等が当該事業を実施した場合に補助金を受けやすくなるよう見直しを行い、自治体における取組が推進されるよう支援を行った。	母子家庭等対策総合支援事業費：11,220百万円の内数	
また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する(再掲)。	施設退所児童等の生活や就業に関する相談や、施設退所児童同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する「退所児童等アフターケア事業」を29自治体で実施した。また、新たに自立援助ホームの充実を図る「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」を2自治体で実施した。さらに平成27年度補正予算において、里親等への委託が解除された者や児童養護施設等を退所した者等の円滑な自立を支援するための「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を創設した。(再掲)	引き続き、「退所児童等アフターケア事業」を29自治体、「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」を4自治体で実施した。また、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」が全都道府県で開始された。(再掲)	児童虐待・DV対策等総合支援事業：7,300百万円の内数	
(親の支援のない子供等への就労支援)				
新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。	新卒応援ハローワーク等に学卒ジョブサポーターを配置し、きめ細かな就職支援を行う「新卒者等に対する就職支援事業」、わかものハローワーク等を拠点として担当者制による個別支援を行う「ハローワーク等におけるフリーター等の支援事業」及び都道府県と連携して若者への就職関連サービスをワンストップで提供する「ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	新卒者等に対する就職支援に係る経費：9,007百万円の内数 ハローワーク等におけるフリーター等の支援に係る経費：3,422百万円の内数 ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施に係る経費：1,435百万円の内数	
(定時制高校に通学する子供の就労支援)				
ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人への積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。	「新卒者等に対する就職支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	新卒者等に対する就職支援に係る経費：9,007百万円の内数	
(高校中退者等への就労支援)				
ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。	「新卒者等に対する就職支援事業」、「ハローワークにおけるフリーター等の支援事業」及び「ジョブカフェにおけるきめ細やかな就職支援事業」を実施した。中途退学者等に対して、就職支援先等の必要な情報が確実に届くようにするため、学校と連携し、支援策をリーフレットにまとめて配布する新たな取組を開始した。	引き続き、「新卒者等に対する就職支援事業」、「ハローワークにおけるフリーター等の支援事業」及び「ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援事業」を実施した。	新卒者等に対する就職支援に係る経費：9,007百万円の内数 ハローワーク等におけるフリーター等の支援に係る経費：3,422百万円の内数 ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施に係る経費：1,435百万円の内数	
	地域若者サポートステーションにおいてハローワークや学校等と連携し、中退者情報の共有等を行った。	引き続き、左記取組を実施した。	若者職業的自立支援推進事業：3,838百万円	

(5) 支援する人員の確保等

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)				
社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。	平成27年度予算において、社会的養護が必要な子供を、より家庭的な環境で育てることができるよう、職員配置の改善(5.5:1 4:1等)や民間児童養護施設等の職員給与の改善を実施。また、里親委託推進について自治体が行う先進的な取組を周知するとともに、定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置した。(369か所)	引き続き、左記の児童養護施設等における職員配置の改善や民間児童養護施設等の職員給与の改善を実施した。また、里親委託推進について自治体が行う先進的な取組を周知するとともに、定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置した。(390か所)	児童入所措置費等: 114,003百万円の内数	児童養護施設等: 850百万円の内数
併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。	毎年10月に実施している里親月間に合わせ、里親に関するポスター及びリーフレットを作成・配布し、制度の広報啓発を行った。(登録里親数:10,679世帯)	平成28年度より、新たに「里親制度広報啓発事業」を創設し、毎年10月に実施している里親月間を中心に、里親への理解を促すポスター及びリーフレットの作成・配布やインターネット広告及び新聞広告を活用して、制度の広報啓発を行った。	里親制度広報啓発事業:31百万円	
また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。	平成27年7月に児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁にするるとともに、夜間休日における相談体制の充実を図った。また、児童相談所等の専門性の確保・向上等を図ることによる相談機能の強化をはじめ、児相相談所の安全確認等に係る予算を確保した。さらに、児童虐待防止対策の強化については、平成27年12月21日に子どもの貧困対策会議において「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定し、取組を推進することとした。	平成28年4月に児童相談所全国共通ダイヤル(189)の利便性向上のため、児童相談所につながるまでの音声ガイダンスの短縮等を行うとともに、児童相談所等の専門性の確保・向上等を図ることによる相談機能の強化をはじめ、児童相談所の安全確認等に係る予算を確保した。また、平成28年5月の児童福祉法改正により、児童相談所への児童心理司等の専門職の配置、児童福祉司等の研修受講義務化を行い、児童相談所の体制及び専門性の強化を図った。さらに、平成28年4月に策定した「児童相談所強化プラン」において、児童福祉司等の専門職を計画的に増員していくこととしている。	児童虐待・DV対策等総合支援事業: 7,309百万円の内数	
(相談職員の資質向上)				
ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。	都道府県等において、母子・父子自立支援員等の相談関係職員を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより研修機会を確保する「管内自治体・福祉事務所支援事業」を実施して、母子・父子自立支援員等の人材の確保や資質の向上を図った。また、様々な問題を複合的に抱えており、就業支援だけでなく様々な関係機関による重層的な支援を講じる必要がある困難ケースへの対応方策を関係者が合同で検討する「合同検討会議」を開催し、支援の結果や効果について評価を行い、事例集を作成し、研修会等において活用した。 平成27年6月に生活保護担当ケースワーカーの資質の向上を図るため、「生活保護担当ケースワーカー全国研修会」を開催した。 平成27年11月に、生活保護就労支援員等に対して、生活保護就労支援員の資質の向上を図るため、「生活保護就労支援員全国研修会」を開催した。	27年度に実施した「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」に再編し、引き続き、母子・父子自立支援員等の人材の確保や資質の向上を図った。 平成28年7月に左記研修会を開催した。 平成28年11月に左記研修会を開催した。	母子家庭等対策総合支援事業費: 11,220百万円の内数	被保護者就労準備支援等事業費: 2,877百万円の内数
また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。	自立相談支援事業の研修に加えて、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者を対象に国が直接研修を実施した。	引き続き、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者を対象に国が直接研修を実施した。	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業:57百万円	
さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士等)を養成するため、思春期精神保健研修を行う。	平成28年2月及び3月に医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に思春期精神保健研修を行い、専門家の養成を図った。	平成29年2月及び3月に医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に思春期精神保健研修を行い、専門家の養成を図った。	PTSD・思春期精神保健対策事業費: 7百万円の内数	

(6) その他の生活支援

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(妊娠期からの切れ目ない支援等)				
<p>家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。</p>	<p>平成27年度から妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する総合的支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備を138市町村において実施した(平成26年度補正予算において7市町村において前倒しで実施)。また、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施した。</p>	<p>子育て世代包括支援センターについて、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)により、新たにその設置根拠を母子保健法上に位置づけ、同センターを296市町村において設置している。また、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施した。</p>	<p>【子育て世代包括支援センターの整備】 子ども・子育て支援交付金(利用者支援事業)： 98,176百万円の内数</p> <p>【産前・産後サポート事業、産後ケア事業等】 母子保健衛生費国庫補助金： 18,483百万円の内数</p>	
<p>また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う(再掲)。</p>	<p>「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」(平成26年9月～12月開催)のとりまとめに基づき、新たに通知()を発出し、生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。(再掲) 「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」(平成27年3月31日社援保発0331第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)</p>	<p>引き続き、生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。 あわせて、平成28年7月～平成29年4月にかけて「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催し、福祉事務所における検診等データを活用した健康管理の具体的な方策について検討を行った。(再掲)</p>	<p>生活保護適正化等事業： 10,822百万円の内数</p>	
(住宅支援)				
<p>母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。</p>	<p>公営住宅においては、母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯等について、入居者の選考に際し、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、優先入居の取り扱いを実施した。 地域優良賃貸住宅においては、多子世帯等が入居する際の家賃の減額に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を実施した。 地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、組織する居住支援協議会が行う子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等の活動の取組に対する支援を実施した。 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業により、子育て世帯等の入居や、居住支援協議会による住宅情報等の公開を条件として、空家等の改修工事に対する支援を実施した。</p>	<p>引き続き、左記取組を実施した。</p>	<p>社会資本整備総合交付金等の内数 重層的住宅セーフティネット構築支援事業：210百万円の内数 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業：2,500百万円の内数</p>	
<p>母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金(住宅の建設等に必要資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。</p>	<p>母子福祉資金貸付金等により、住宅資金及び転宅資金の貸付けを実施した。</p>	<p>平成28年4月1日より、母子福祉資金貸付金等の利率を1.5%から1%に引き下げ、引き続き左記の貸付けを実施した。</p>	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金： 3,810百万円</p>	
<p>また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。</p>	<p>平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、必須事業として福祉事務所設置自治体(901自治体)全てにおいて住宅支援給付金に代わり住居確保給付金の支給が実施された。</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(902自治体)全てにおいて住居確保給付金の支給が実施された。</p>	<p>生活困窮者住居確保給付金： 1,737百万円</p>	

3. 保護者に対する就労の支援

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(親の就労支援)				
<p>子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う(再掲)。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。</p>	<p>ひとり親の相談窓口の認知度を高めるため、窓口の愛称・ロゴマークを設定し、自治体に周知した。個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示す「ひとり親家庭支援ナビ」を作成した。ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成した。</p>	<p>ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備を引き続き推進した。また、児童扶養手当の現況届の提出時期(毎年8月)等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する取組を新たに実施した。</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業費:11,220百万円の内数</p>	
<p>高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。</p>	<p>母子家庭の母等を含めた離職中の方が(再)就職に必要な技能及び知識を習得するため職業訓練を実施した。また、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付ける、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業を創設した。さらに、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、短時間の訓練コースや訓練受講の際の託児支援サービス支援の新設等を行った。母子家庭の母等に対するトライアル雇用奨励金については平成27年度より拡充を行い、各種雇用関係助成金の活用を推進した。</p> <p>(各種雇用関係助成金のうち、特定就職困難者雇用開発助成金(母子家庭の母等)支給件数:165,631件の内数) (トライアル雇用奨励金支給実績):3,235百万円の内数</p>	<p>母子家庭の母等を含めた離職中の方が(再)就職に必要な技能及び知識を習得するため職業訓練を実施した。高等職業訓練促進給付金について、支給期間を2年間から3年間に拡充し、養成期間が3年間の資格(看護師等)についても全期間支給可能とした。また、養成機関における修業期間も2年以上から1年以上に緩和して、調理師や製菓衛生師等の資格も対象に拡大する等、ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実を図った。また、引き続き「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」を実施した。また、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、短時間の訓練コースの設定や託児サービス付き訓練コースの設定を行った。さらに母子家庭の母等について、試行的な雇用から長期雇用につながる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定就職困難者雇用開発助成金の併用を可能とする見直しを行い、各種雇用関係助成金の活用を推進した。</p> <p>(特定就職困難者雇用開発助成金(母子家庭の母等)支給件数:157,354件の内数) (トライアル雇用奨励金支給実績):2,832百万円の内数</p>	<p>公的職業訓練関連予算:1,366百万円の内数 トライアル雇用奨励金:4,066百万円の内数 特定就職困難者雇用開発助成金:72,905百万円の内数</p>	
<p>生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。</p>	<p>143,810人(うち困窮者22,430人、生活保護受給者121,380人)に対して、就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援又は就労の準備段階の支援等を実施した。取組の更なる推進のため、ブロック会議や研修会等の開催、取組事例の情報提供などを実施した。また、就労自立給付金は11,868件、就労活動促進費は315件支給した。</p>	<p>引き続き、左記取組を実施した。(支援を実施した人数(平成28年度)生活困窮者:27,145人、被保護者:集計中) (就労自立給付金支給件数(平成28年4～12月)7,772件) (就労活動促進費支給件数 集計中)</p>	<p>生活困窮者等に対する自立支援策:40,000百万円の内数 生活保護受給者等に対する自立支援策:生活保護費負担金:2,871,112百万円の内数</p>	
(親の学び直しの支援)				
<p>自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給する。</p>	<p>自立支援教育訓練給付金事業に加え、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施し、高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図る取組(最大で6割支給(上限15万円))を実施した。</p> <p>生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対し、一定の要件の下、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支給した。</p>	<p>自立支援教育訓練給付金事業について、支給額を、教育訓練の受講のために支払った費用(入学金及び授業料に限る。)の20%(上限10万円)から60%(上限20万円)に拡充した。また、引き続き「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施した。</p> <p>引き続き、左記取組を実施した。</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業費:11,220百万円の内数</p> <p>生活保護費負担金:2,871,112百万円の内数</p>	
(就労機会の確保)				
<p>ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。</p>	<p>在宅就業希望者等に対し、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウを習得するための支援等を行う在宅就業コーディネーターを自治体に配置し、自営型の在宅就業や企業での雇用への移行を支援する「在宅就業推進事業」を実施した。また、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達については、予算の適正な使用に留意しつつ、実施した。</p>	<p>引き続き、左記取組を実施した。</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業費:11,220百万円の内数</p>	

4. 経済的支援

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)				
児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。	平成26年度に行った児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直しについて、引き続き、事務の円滑な履行に努めた。	引き続き左記取組を実施した。	児童扶養手当：174,566百万円	
	経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当の第2子以降の加算額を最大倍額させることなどの内容を盛り込んだ政策パッケージを策定し、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、総合的な取組を充実させることとした。	平成28年通常国会で成立した児童扶養手当法改正法に基づき、8月分の児童扶養手当から、第2子加算額を5千円から1万円へ、第3子以降加算額を3千円から6千円へ引き上げた。 (第2子加算額は36年ぶり、第3子以降加算額は22年ぶりの引上げ)		
(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)				
ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。	支援を必要とするひとり親家庭がひとり親家庭の相談窓口に確実につながるよう、支援ナビ(リーフレット)の開発や、相談の質の向上が図られるよう、共通アセスメントツールの開発を行った。また、ひとり親家庭等への支援策の検討に資するため、ひとり親家庭等の生活状況等について調査研究を行った。	27年度に行ったひとり親家庭等の生活状況等に関する調査結果を踏まえて、さらに詳細な分析を行い、子供の貧困対策・ひとり親家庭支援施策の在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする調査研究を行った。また、ひとり親家庭への支援を推進するため、平成27年12月に「子どもの貧困対策会議」において決定した「すくすくサポートプロジェクト(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)」に基づく自治体の取組状況や成果等について調査研究を行うとともに、事例集を作成し、情報提供することにより、さらに多くの自治体におけるひとり親家庭への支援の促進を図った。	保健福祉調査委託費：77百万円	
(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)				
母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。	平成26年10月1日から開始した父子福祉資金の貸付事務等について、円滑な履行に努めた。	引き続き、父子福祉資金の貸付事務等の円滑な履行に努めた。	母子父子寡婦福祉資金貸付金：3,810百万円	
(教育扶助の支給方法)				
生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。	教育扶助の支給については、生活保護法第32条により、本人や親権者等のほか学校の長に対しても交付することが可能であり、主として学校給食費について実施している。	引き続き、左記取組を実施した。		
(生活保護世帯の子供の進学時の支援)				
生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学金、入学料、入学料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合には、収入として認定しない取扱いとす。	生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際に、入学金、入学料、入学料等を支給している。子供の貧困の連鎖の解消という観点から、まずは高校進学率上昇、高校中退の防止に取り組むことが必要であり、さらに、大学進学率の向上も視野に取り組むことも必要であるため、平成27年10月より、学習塾等に要する費用について、生活保護世帯の高校生の奨学金・アルバイト収入等を収入認定除外の対象とした。	引き続き、左記取組を実施するとともに、平成28年7月より以下の二つの取り組みを新たに実施した。 生活保護世帯の受けた奨学金等の収入認定除外の対象として新たに、就労や早期の保護脱却に資する経費(例：大学入学金等)を追加した。 児童福祉施設を退所した子供が生活保護世帯に転入した場合において、入所中に積み立てた児童手当積立金について、子供の保護脱却に資する目的等(例：大学入学金等)に充てられる場合(将来予定されている目的も含む。)に、収入として認定せず、預貯金の保有を認めることとした。		
(養育費の確保に関する支援)				
両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。	自治体の母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談の実施を検討した。また、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や情報提供、家庭裁判所等への同行支援のほか、講習会等を実施した。さらに、厚生労働省が民間団体に委託して行う養育費相談支援センターにおいては、母子家庭等からの養育費に関する相談や自治体の相談対応職員に対する研修等を実施した。 【養育費相談支援センターの実績】 ・相談件数：7,774件 ・全国研修会：1回、地方研修会：8回	引き続き、左記取組の推進を図った。 【養育費相談支援センターの実績】 ・相談件数：7,984件 ・全国研修会：1回、地方研修会：8回	母子家庭等対策総合支援事業：11,220百万円の内数 養育費確保支援事業委託費：55百万円	

		養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を含む)を作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を行った。	養育費等の取決め関係パンフレット印刷費等:6百万円	
--	--	--	---------------------------	--

5. その他

大綱に記載の重点施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
(国際化社会への対応) 国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。	平成27年度次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」において、経済的理由により参加費の納付が困難な者に対し、参加費の免除申請制度を創設し、実施した。 (対象者:10名)	平成28年度次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」において、経済的理由により参加費の納付が困難な者に対し、参加費の免除申請制度を実施した。 (対象者:12名)	次世代グローバルリーダー事業(シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ):496百万円の内数	

子供の貧困に関する調査研究等

1. 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

大綱に記載の施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。 また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。	-	子供の貧困の実態、関係施策の実施状況、対策の効果等を数量的に示しうる統計データや先行研究を収集し、その結果を踏まえ、指標についてより一層体系化すべく、子供の貧困対策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に用いる場合の課題も含め、分析を行い、平成29年3月31日に指標見直しに当たっての一定の方向性について整理した。	子供の貧困対策調査研究費：29百万円	
	支援を必要とするひとり親家庭が、ひとり親家庭の相談窓口に確実につながるよう、支援ナビ(リーフレット)の開発や、相談の質の向上が図られるよう、共通アセスメントツールの開発を行った。 また、ひとり親家庭等への支援策の検討に資するため、ひとり親家庭等の生活状況や諸外国のひとり親家庭支援策について調査研究を行った。	27年度に行ったひとり親家庭等の生活状況等に関する調査結果を踏まえて、さらに詳細な分析を行い、子供の貧困対策・ひとり親家庭支援施策の在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする調査研究を行った。 また、ひとり親家庭への支援を推進するため、平成27年12月に「子どもの貧困対策会議」において決定した「すくすくサポートプロジェクト(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)」に基づく自治体の取組状況や成果等について調査研究を行うとともに、事例集を作成し、情報提供することにより、さらに多くの自治体におけるひとり親家庭への支援の促進を図った。		保健福祉調査委託費：77百万円

2. 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

大綱に記載の施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。	子供の貧困について、その先進性が評価されている諸外国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン)に研究者を派遣し、現地の貧困状態や対策の実施状況等を把握する指標設定等の実情に関する情報収集を行った。	子供の貧困の実態、関係施策の実施状況、対策の効果等を数量的に示しうる統計データや先行研究を収集し、その結果を踏まえ、指標についてより一層体系化すべく、子供の貧困対策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に用いる場合の課題も含め、分析を行い、平成29年3月31日に指標見直しに当たっての一定の方向性について整理した。(再掲)	子供の貧困対策調査研究費：29百万円	

3. 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積・提供

大綱に記載の施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。 また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。	子供の貧困対策の推進を図るため、地域の方々から理解と協力が得られるよう、東京及び大阪において子供の貧困問題とその対策を学ぶ「子供の貧困対策フォーラム」を開催した。 また、都道府県・指定都市子供の貧困対策主管課長等会議を開催し、地方公共団体への情報共有を図った。	「子ども食堂」のノウハウの共有や先進事例の紹介等を関係者が行うイベントなどに職員を派遣し、行政説明を行うとともに意見交換等を行った。 また、都道府県における子供の貧困対策計画の策定状況の調査を行い、公表した。	-	

施策の推進体制等

1. 国における推進体制

大綱に記載の施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。	子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援及び児童虐待防止対策の充実策の方向性を8月にとりまとめ、12月に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定した。 また、子供の貧困対策に関する大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策についての検討を行うための仕組みとして、子供の貧困対策に関する有識者会議を子どもの貧困対策会議の下に置くことを決定した。	平成31年度に予定されている「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しに向けて、「子供の貧困対策に関する有識者会議」を3回開催し、施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価を行った。	子供の貧困対策会議費：9百万円	

2. 地域における施策推進への支援

大綱に記載の施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。 このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。	各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぎ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設した。 子供の貧困対策の推進を図るため、地域の方々から理解と協力が得られるよう、東京及び大阪において子供の貧困問題とその対策を学ぶ「子供の貧困対策フォーラム」を開催した。(再掲) また、青少年育成支援分野においても、「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」及び各種研修について、平成27年度も引き続き実施し、地域の実情に応じた支援ネットワークの整備を図った。	地域子供の未来応援交付金を、66自治体に交付し、地域における子供の貧困対策の推進を支援した。加えて、活用促進の観点から既存の実態調査の活用などにより必ずしも段階的な事業実施を求めずに地域ネットワークの形成やその活用に取り組んでもらえるようになるなど交付要件の弾力化を実施した。 また、青少年育成支援分野においても、「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」及び各種研修を実施し、地域の実情に応じた支援ネットワークの整備を図った。	子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業：69百万円 地域における若者支援に当たる人材養成：24百万円 アウトリーチ(訪問支援)研修：8百万円	地域子供の未来応援交付金：999百万円

3. 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

大綱に記載の施策	27年度実施状況	28年度実施状況	28年度予算額	28年度補正予算額
子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。	平成27年4月の「子供の未来応援国民運動」発起人集會にて採択された趣意書に基づき、10月に子供の未来応援国民運動が始動した。 国民運動の主な事業として、草の根で支援を行うNPO等に対しての助成などに活用する「子供の未来応援基金」を創設し、また、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイト及びCSR活動を行う企業等の支援リソースとNPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるマッチングサイトを整備した。	引き続き、左記国民運動を推進した。 特に、「子供の未来応援基金」については、企業や個人に子供の貧困に対する理解を求め、協力を呼びかけた結果、平成28年9月末時点で約7億円の寄付が寄せられ、同年7月に行った公募に申請のあった535団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て86団体を選定し、同年10月に支援金の交付が決定された。 また、学習支援、子供食堂、フードバンクのそれぞれの分野における全国的なネットワークを有する団体が支援の窓口として相談や問い合わせへの対応や支援物資等の配分調整等を行う「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」を発足させた。	官公民連携プロジェクト・国民運動の展開：91百万円	